

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための九州大学の行動指針

令和2年5月18日現在

| 段階 | 区分    | 研究活動   | 授業                                       | 学生の課外活動                                     | 事務体制   | 学外者のキャンパス訪問                                     |
|----|-------|--|--|---|--|---|
| 0  | 通常    |  |  |   |  |   |
| 1  | 一部制限  | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で研究活動を継続して行うことができます。  | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で授業を行います。               | 感染拡大防止への最大限の配慮を各学生(団体)に求めた上で課外活動を許可します。     | 感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ通常どおりの勤務を行います。  | 感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、学外者の訪問に対応します。                |
| 2  | 制限(小) | 感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、教員・研究員・学生等の研究スタッフ(以下「研究室関係者」という)は現場での滞在時間を極力減らし、自宅での作業が可能か検討する必要があります。   | 原則として、遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。 | 各学生(団体)に活動の自粛を求めるとともに、体育館等の課外活動施設の一部を閉鎖します。 | 感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、時差出退勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。   | 感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、本学関係者以外の訪問をできるだけ少なくするよう工夫します。 |
| 3  | 制限(中) | 現段階での実施が必要な実験・研究のために必要最小限の研究室関係者が研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は積極的に自宅での作業を行うこととします。なお、立ち入る際であっても現場での滞在時間を可能な限り減らすこととします。  | 原則として、遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。 | 各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。      | 大学機能維持のため、ローテーションなどにより最小限の人員による出勤とし、それ以外は積極的に在宅勤務を行うこととなります。   | 本学関係者以外について不要不急な訪問を自粛するよう要請します。                 |
| 4  | 制限(大) | 以下の研究室関係者に限り研究室へ立ち入ることとし、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。<br>①継続した実験等を行っており、中止すると当該研究の遂行に著しい支障が生じる業務に従事する研究室関係者<br>②実験生物の世話等研究材料の維持のために入室の必要がある研究室関係者<br>③その他自宅では対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある研究室関係者 | 遠隔授業による科目のみの開講とし、対面授業によるものは開講しません。       | 各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。      | 以下の職員に限り出勤の上業務に従事しますが、それ以外は在宅勤務となります。なお、出勤する場合であっても、当番制にするなど出勤回数の低減を図ります。<br>①学生の教育、支援等に係る電話相談の対応等の重要かつ緊急の業務を行う者<br>②業務システム(会計システム、人事給与システム等)を用いた重要かつ緊急の業務を行う者<br>③キャンパスの維持管理のために重要かつ緊急の業務を行う者<br>④危機対策に当たる必要がある者<br>⑤その他在宅勤務で対応できない重要かつ緊急の業務を行う必要がある者 | 本学関係者以外がキャンパス内に立ち入らないよう要請します。                   |
| 5  | 原則停止  | 大学機能の最低限の維持のために、部局長など管理監督者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能となり、それ以外の研究室関係者は全員自宅での作業となります。   | 遠隔・対面を問わず、原則として全ての授業科目の開講を中止します。         | 各学生(団体)の一切の活動を禁止するとともに、課外活動施設を全て閉鎖します。      | 施設の維持管理、危機対策担当のための必要最小限の人員による体制とし、それ以外は全員在宅勤務となります。  | 立ち入りを禁止します。                                     |

※ なお、九州大学病院における行動については、本指針の適用とはなりません。

※ 本指針は今後の状況に応じて、随時見直しを行うことがあります。

## 今後の九州大学の行動指針について

### 1. 政府の緊急事態宣言及び福岡県の休業要請解除を踏まえた基本方針

- 令和2年5月18日より「3 制限(中)」としている。
- 今後の感染状況等社会情勢を踏まえつつ、夏学期開始時からの段階の引き下げについて、そのおおよそ一週間前に判断する。
- 再度の緊急事態宣言及び休業要請がなされた場合や学内での感染状況によっては段階の引き上げを検討する。

### 2. 各行動の詳細

#### (1) 研究活動

- 現状で実施することが必要な研究活動に取り組む。その際、自宅での作業を積極的に取り入れることとするが、学内で実施する活動については、必要最小限のスタッフの在室、滞在時間短縮に十分配慮することとする。
- この場合、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」に基づき、オンラインを活用した研究活動、打合せ等を最大限活用し、ガイドライン記載の感染予防策を実施し、各研究室でチェックリストにより対応状況を確認した上で入室、作業に従事する。
- 本学又は本学組織主催の小規模(屋内:100人以下かつ収容率50%以内、屋外:200人以下かつ人との距離を十分に確保(2m))の研究会合については、ガイドライン記載の感染予防策実施、チェックリストによる確認を条件として、開催を可能とする。

#### (2) 授業

- 令和2年度春学期(~6月24日(水))については、遠隔授業のみの開講とする。ただし、卒業・修了年次の学生に対して、早急に対面において実施する必要がある実験等を伴う研究指導等は必要と認められる範囲において学内で行うことができるものとする。その場合、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」記載の感染予防策を実施し、チェックリストにより対応状況を確認した上で実施する。
- 夏学期(6月25日(木)~8月12日(水))以降については、現在のところ、遠隔授業を引き続き原則とするが、加えて、学部長・学府長の判断により、対面での授業実施が必要かつ秋学期以降への変更が困難な科目及び研究指導等は実施できることとする。なお、今後の感染拡大状況等を踏まえ変更する場合には速やかに公表する。

### (3) 学生の課外活動

- 引き続き各学生（団体）の一切の活動（web を活用した活動は除く）は禁止し、課外活動施設を全て閉鎖する。

### (4) 事務体制

- ローテーションによる最小限の勤務体制を構築し、在宅勤務を積極的に活用するとともに、出勤する場合であっても文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」記載の感染予防策を実施し、各執務室でチェックリストにより対応状況を確認した上で業務に従事する。

### (5) 学外者のキャンパス訪問

- 本学関係者以外の不要不急な訪問を自粛するよう要請する。

### (6) その他

- 都道府県をまたぐ移動・出張は可能とするが、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県への移動・出張は慎重に行うこととする。また県内外を問わず移動・出張の際には、その地域の感染状況を十分に踏まえることとする。なお、外出の際には、感染防止策を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出は避ける。※現在の北九州市における感染拡大状況に鑑み、当分の間、北九州市内への移動・出張については十分慎重に行うこととし、北九州市在住の学生・教職員は、(1)～(4)に関わらず県内外を問わず不要不急な移動・出張を可能な限り自粛し、在宅での学習、勤務を積極的に行うこととする。
- 国外出張については外務省の感染症危険レベルが維持されている限り禁止とする。
- 附属図書館はサービス内容、在館時間などを制限して開館する。（各図書館の最新情報は図書館ホームページで要確認）
- 各行動を行う際には、感染拡大のリスクを高める「3密」の環境を可能な限り避けつつ、手指衛生、咳エチケットなど基本的な感染予防対策を徹底する。
- 各人において、毎日検温を実施し、発熱その他症状がある場合には、登校・出勤を行わないことを改めて徹底する。
- 公共交通機関利用者は、時差出勤を徹底することにより3密を回避する。また、ターミナル駅での滞留を可能な限り避ける。
- 通勤、通学の移動にかかる時間は可能な限り最短とする。

## 研究活動及び出勤に関する感染予防チェックリスト

### 【研究室・執務室での活動について】

- 会議、打合せはオンラインで実施（対面の場合は換気とマスク着用の徹底）
- 十分な対人距離の確保（できるだけ2 m（最低1 m））
- 水と石けんによる手洗いの徹底
- 研究室、執務室入口及び室内の手指消毒設備の設置
- マスクの着用（学生、教職員及び入室者に対する周知徹底）
- 学生、教職員は毎日検温し、症状（発熱、風邪症状等）ある場合は登校、出勤しない
- 室内換気（換気設備の適切運転、又は複数の窓の開放）
- ドアノブ、エレベーターボタン等複数人が触る箇所の消毒
- 症状（発熱、風邪症状等）ある者の入室制限
- 入室者の入室状況の記録、保存
- 学生、教職員が、午前と午後又は曜日毎にローテーションで作業、勤務を実施するなど、人数・滞在時間の合計を削減
- 押印や署名に代えてオンラインでの手続きを活用するなど、在宅勤務者に配慮して柔軟に対応する。
- 外部業者等との接触を減らすため、納品や検収の方法を柔軟に運用する。
- 全ての関係者の緊急連絡体制の確立
- 公共交通機関利用者は時差出勤を行うとともに、公共交通機関を利用しない方法（自

転車、徒歩等)を積極的に活用

- 学生の入室、作業従事にあたっては、担当教授の許可を得ること
- 共用ネットワーク環境の最大限活用
- 研究スタッフが他者との接触を極力避けられるエリアの設置など、可能な限り研究活動に専念できる環境を整備する。
- 外国人を含む海外在住研究者の雇用が予定されており、オンラインでの研究が可能な場合は、渡航制限解除まで雇用主の管理のもと現地での在宅勤務を可能とする措置を講じる。
- オンラインの活用に当たっては、情報セキュリティ対策にも留意する。
- 教職員・学生との対面での業務が多い部署において適切な対策をとっていること。  
(訪問者用の手指消毒設備の設置、アクリル板等の設置など)

**【実験施設・設備の利用について（研究活動のみ）】**

- 実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行う。なお、その際には個人情報の取扱には十分留意する。
- 3密を避けるための運転計画、施設利用スケジュールの作成（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）
- 研究設備、備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を随時消毒する。また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくする。
- 安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、人と人との対面を避けるため、個々人がフェイスシールドを着用、又はアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽
- 単独で長時間の実験・施設利用を行う場合は、利用開始・終了の声掛けや記録、事故時の連絡手段の再確認など、万が一の事故に備えた安全対策を講じる。

- 実験動物、遺伝子組み換え生物（微生物、植物、動物）、病原性微生物や放射性物質を使用する研究の場合、関係法令等を踏まえ適切に実施する。
- 設備の遠隔利用、学内外の遠隔利用サービス及び研究代行等の取組を積極的に活用
- 講義のオンライン化等に伴い空いている教室や実験・実習室等がある場合には、3密回避に配慮の上それらを積極的に活用する。